特別支援教育について

就労について(東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画)

特別支援学校高等部における職業教育の充実

視覚障害	○ 教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討○ 就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を推進○ ヘルスキーパーの役割等に関する企業の理解を促進するとともに、新たな職域の開発により就労を拡大
聴覚障害	○ 高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討
知的障害	○ 就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育(右図)が展開できるよう、それぞれの培ってきた職業教育のノウハウを共有して教育内容・方法を充実 ○ 学校間交流、授業研究等により教員の専門性の向上を図り、障害の状態と程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を実施
肢体不自由	○ 「特別支援学校の職業教育・キャリア教育の研究・開発事業」の成果を踏まえ、全ての 肢体不自由特別支援学校高等部で作業学習の授業を実施○ 準ずる教育課程において平成27年度から職業類型を設定し、職業教育を充実

卒業後の追跡調査について

- 卒業してから3年後までの各年度ごとに、年度末時点における進路状況を把握
- 特別支援学校高等部卒業生の企業就労後の状況を経年かつ定量的に把握・分析し、より効果的な就労支援 事業の展開につなげるための調査の実施について検討

障害者理解教育について

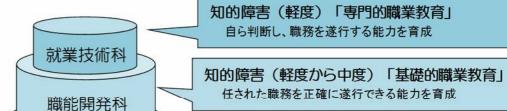
1 全ての子供に対する障害理解教育

- 「相互理解、寛容」に関する道徳の授業において、障害理解を指導
- 公立学校全教員に配布する冊子「人権教育プログラム」を活用し、各教科等において障害理解を指導

2 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流の充実

- 副籍交流の充実により特別支援学校児童・生徒が地域の小・中学校の児童・生徒と交流する機会を創出
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、地域指定校において、交流する児童・生徒の紹介 や障害への理解を内容とした効果的な理解推進授業を実施
- 芸術やスポーツ等を通した取組等、様々な機会を活用して、地域の学校との双方向による学校間交流を 進め、交流活動を一層活発化

知的障害特別支援学校高等部における重層的な職業教育体制



知的障害(中度から重度)「職業準備教育」 より個別的な指導が必要な生徒を対象に、働く意欲や態度 を育成し、企業就労を目指すとともに、中度から重度の生徒 は、作業所等の利用に向け日常生活技能を育成

〇就業技術科(既設置:5校)

普通科

永福学園・青峰学園・南大沢学園・志村学園・水元小合学園

○就業技術科

- 〈既設置:2校〉 足立特別支援学校•港特別支援学校
- <今後設置予定:6校> 江東特別支援学校(H30)·久留米特別支援学校(仮称)(H33)· 青鳥特別支援学校(H35)·練馬特別支援学校(H36)·南多摩地区特別支援学校(仮称)(H36)· 北多摩地区特別支援学校(仮称)(設置年度調整中)

副籍制度の実施者(利用者)の割合の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
在籍者数(人) (小・中学部)	5,259	5,510	5,701	5,654	5,939
実施者(人)	1,977	2,006	2,176	2,435	2,675
実施率	37.6%	36.4%	38.2%	43.1%	45.0%

